

平成28年度 神恵内村の財務書類



—目 次—

1. 地方公会計の概要	1
(1) 統一的な基準までの経過	1
(2) 新地方公会計制度導入の目的	2
(3) 官庁会計と新地方公会計制度の違い	2
(4) 民間の企業会計と公会計の違い	2
(5) 財務書類の内容	3
2. 平成28年度 神恵内村財務書類 実数分析.....	5
(1) 貸借対照表	5
(2) 行政コスト計算書	11
(3) 純資産変動計算書.....	15
(4) 資金収支計算書.....	17
3. 平成28年度 神恵内村財務分析(一般会計等).....	19
(1) 純資産比率.....	20
(2) 住民一人当たりの資産額.....	21
(3) 住民一人当たり負債額.....	21
(4) 資産老朽化比率.....	22
(5) 債務償還可能年数.....	23
(6) 住民一人当たり行政コスト.....	23

1. 地方公会計の概要

(1) 統一的な基準までの経過

平成 11 年度より旧総務省方式でスタートしたこの制度は、平成 18 年に各自治体に通知というかたちで大きな転換点を迎えました。ここでは、基準モデルと総務省方式改訂モデル(以下改訂モデル)の 2 つのモデルが提示され、各自治体はどちらかのモデルを選択し、財務書類を公表することになりました。

平成 25 年 8 月には両モデルの統一を図ることが「今後の新地方公会計推進に関する研究会中間まとめ」にて決定され、平成 26 年 4 月には「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」、次いで 9 月には「財務書類作成要領」及び「資産評価及び固定資産台帳の手引き」が示され、地方公会計におけるモデルが統一されました。

平成 27 年 1 月 23 日に正式に総務大臣通知により「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」が示され、本格的な運用が開始されました。また、併せて示された地方公会計マニュアルは、先に出されていた「財務書類作成要領」及び「資産評価及び固定資産台帳の手引き」のほかに「連結財務書類作成の手引き」と「財務書類等活用の手引き」が新たに追加となりました。

原則として平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類等を作成することになります。

【(旧)総務省モデル】

平成 12 年 3 月 「普通会計バランスシート」の作成方法公表

平成 13 年 3 月 「各地方公共団体全体のバランスシート」「行政コスト計算書」の作成方法公表

平成 17 年 9 月 「地方公共団体の連結バランスシート」の試行について

【新地方公会計制度(2つのモデル)】

平成 18 年 5 月 「新地方公会計制度研究会報告書」

平成 19 年 10 月 「新地方公会計制度実務研究会報告書」

【新地方公会計モデル】

平成 21 年 1 月 「新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引き」

平成 22 年 3 月 「地方公共団体における財務書類の活用及び公表について」

平成 23 年 12 月 「新地方公会計モデルにおける連結財務書類作成実務手引き」

【統一的な基準】

平成 25 年 8 月 「今後の新地方公会計推進に関する研究会中間まとめ」

平成 26 年 4 月 「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」

平成 26 年 9 月 「財務書類作成要領」

「資産評価及び固定資産台帳の手引き」

平成 27 年 1 月 統一的な基準による地方公会計の整備促進について(総務大臣通知)

統一的な基準による地方公会計マニュアル

(2) 新地方公会計制度導入の目的

市町村などの地方公共団体の会計制度は、地方自治法等の法令により、その調整方法や処理方法が規定されています。これらは、民間企業で採用されている「発生主義会計」に対して、「現金主義会計」と呼ばれ、現金の収入と支出の記録に重点を置いたものとなっています。

しかし、現金主義会計だけでは、地方公共団体の資産や債務の実態をつかみにくいことから、発生主義的な考え方を取り入れた決算資料の作成が求められていました。

■地方公会計の目的

- 「発生主義・複式簿記」といった企業会計的要素を取り込むことにより、資産・負債などのストック情報が把握できる。
- 現金主義の会計制度では見えにくいコストを把握し、自治体の財政状況等をわかりやすく開示できる。
- 資産・債務の適正管理や有効活用といった、中・長期的な視点に立った自治体経営の強化が可能になる。

(3) 官庁会計と新地方公会計制度の違い

地方公共団体の会計は、単式簿記・現金主義によるもので、「現金」という1つの科目の収支のみを記録するものですが、一方、新地方公会計制度による財務書類では、現金の収支に関わらず、1つの取引について、それを原因と結果の両方からとらえ、二面的に記録することにより、資産の動きや行政サービスの提供に必要なコストを把握することができることとなります。

(4) 民間の企業会計と公会計の違い

新地方公会計制度は、民間企業の会計手法を取り入れたものですが、地方公共団体とはそもその目的が異なります。民間企業の目的は利益獲得であるため、例えば損益計算書は、対応する収益とコストを差し引いて適切に期間損益を計算し、企業経営に資することを目的としています。

これに対し、地方公共団体は利益の獲得を目的としませんので、経常行政コストと経常収支の差引きで表される純経常行政コストは、利益の概念ではなく、地方税や地方交付税などの一般財源や資産の売却などで賄うべきコストを示すこととなります。

(5) 財務書類の内容

①財務書類の作成範囲

これまでの地方公会計制度では、財務諸表や財務書類といった用語が混在していましたが、統一的な基準の導入後は財務書類に統一されます。

財務書類の作成の範囲は以下の通りとなります。

財務書類名称	対象会計範囲
一般会計等財務書類	一般会計
	財政健全化法において対象としている範囲
全体財務書類	一般会計等財務書類
	特別会計（一般会計等に含まない会計）
連結財務書類	全体財務書類
	一部事務組合
	広域連合
	地方公社
	第三セクター

すべての自治体において、一般会計等財務書類、全体会計財務書類、連結会計財務書類の3種類が公表されることとなります。本報告書の記載対象は全体会計財務書類となります。

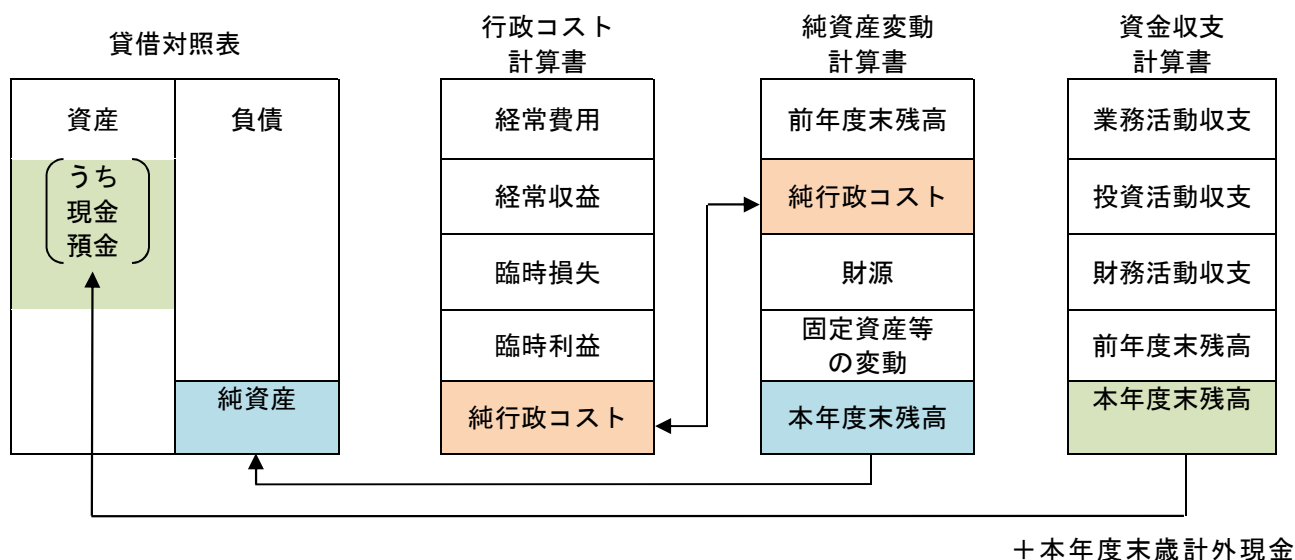
■神恵内村における財務書類の範囲

連結財務書類	全体財務書類		一般会計等	一般会計
			国民健康保険特別会計	
			介護保険特別会計	
			後期高齢者医療特別会計	
			簡易水道事業特別会計	
事務組合	後志広域連合		地方公社	
	岩内地方衛生組合			
	岩内・寿都地方消防組合			
	後志教育研修センター			

②財務書類の種類

【財務書類の体系（4表）】と付属明細表で構成されます。

■財務書類4表構成の相互関係



- 貸借対照表の資産のうち「現金預金」の金額は、資金収支計算書の本年度末残高に本年度末歳計外現金残高を足したものと対応します。
- 貸借対照表の「純資産」の金額は、資産と負債の差額として計算されますが、これは純資産変動計算書の期末残高と対応します。
- 行政コスト計算書の「純行政コスト」の金額は、純資産変動計算書に記載されます。

2. 平成 28 年度 神恵内村財務書類 実数分析

(1) 貸借対照表

貸借対照表とは、基準日時点における財政状態（資産・負債・純資産の残高および内訳）を表示したものです。

■貸借対照表(B/S)の概略図

借方(かりかた)	貸方(かしかた)
資 産 土地・建物・貸付金 現金・基金 等	負債(将来負担) 地方債、債務負担行為額 退職手当引当金 等
	純資産(これまでの世代負担) 国庫支出金、道支出金 一般財源 等

【貸借対照表の見方】

資産は神恵内村がこれまでに住民サービス提供のために形成し、今後も住民サービス提供のために利用される財産です。

財産形成に係る財源が地方債等であれば負債に、市町村税や国・道の補助金等であれば純資産に計上されます。

具体的には以下の通りです。

- (1) 資産
学校、道路など将来の世代に引継ぐ社会資本や、基金など将来現金化が可能な財産
- (2) 負債
村債や退職給付引当金など将来の世代の負担となるもの
- (3) 純資産
過去の世代や国・道が負担した将来返済しなくてよい財源

①平成 28 年度貸借対照表（一般会計等、全体会計）

（単位：千円）

借方			貸方		
科目	一般会計等	全体会計	科目	一般会計等	全体会計
【資産の部】			【負債の部】		
固定資産	7,663,823	8,281,488	固定負債	1,758,649	1,916,915
有形固定資産	5,679,152	6,253,615	地方債等	1,491,751	1,650,017
事業用資産	3,930,522	3,930,522	長期未払金	0	0
土地	217,112	217,112	退職手当引当金	266,898	266,898
立木竹	0	0	損失補償等引当金	0	0
建物	13,824,472	13,824,472	その他	0	0
建物減価償却累計額	-10,186,407	-10,186,407	流動負債	170,951	191,153
工作物	413,004	413,004	1年内償還予定地方債等	147,583	167,123
工作物減価償却累計額	-337,658	-337,658	未払金	0	2
建設仮勘定	0	0	未払費用	0	0
インフラ資産	1,691,338	2,265,801	前受金	0	0
土地	1,360	1,360	前受収益	0	0
建物	0	326,001	賞与等引当金	23,368	24,028
建物減価償却累計額	0	-260,305	預り金	0	0
工作物	3,179,814	5,028,721	その他	0	0
工作物減価償却累計額	-1,489,836	-2,829,976	負債合計	1,929,600	2,108,068
建設仮勘定	0	0	【純資産の部】		
物品	749,929	749,929	固定資産等形成分	7,989,561	8,607,226
物品減価償却累計額	-692,637	-692,637	余剰分(不足分)	-1,778,476	-1,953,961
無形固定資産	5,208	10,486	他団体出資等分	0	0
ソフトウェア	5,208	10,486	純資産合計	6,211,084	6,653,266
投資その他の資産	1,979,463	2,017,388	負債及び純資産合計	8,140,684	8,761,334
投資及び出資金	22,910	22,910			
有価証券	0	0			
出資金	22,910	22,910			
長期延滞債権	7,737	13,125			
長期貸付金	119,513	119,513			
基金	1,830,040	1,862,816			
減債基金	196	196			
その他	1,829,844	1,862,620			
徴収不能引当金	-737	-976			
流動資産	476,862	479,845			
現金預金	149,860	152,134			
資金	149,860	152,134			
未収金	1,264	1,973			
基金	325,738	325,738			
財政調整基金	325,738	325,738			
資産合計	8,140,684	8,761,334			

これまでに一般会計等においては約 81 億円の資産を形成してきました。そのうち、純資産である約 62 億円（76.3%）については、過去の世代や国・道の負担で既に支払いが済んでおり、負債である約 19 億円（23.7%）については、将来の世代が負担していくことになります。

同様に、全体会計では資産は約 87 億円、純資産は 66 億円（75.9%）、負債は約 21 億円（24.1%）となっています。

②平成 28 年度神恵内村における資産の状況（一般会計等）

ここでは、神恵内村が保有している資産状況について見ていきますが、単に神恵内村の実態把握だけでなく、他自治体との比較も行います。まだ平成 28 年度分を公表している自治体は限定されるため、平成 27 年度分との比較となります。今後近隣及び人口に近い自治体、類似団体との比較を行うことで、より詳細な数字の分析が可能です。

イ) 資産の構成割合

これまでの時代ニーズや行政需要により、どのような資産が構成されたのかをみます。

また、他団体との比較により、これまでの神恵内村における資産形成の特徴が把握可能です。

神恵内村における資産の構成を見ると、事業資産が 48.3%、インフラ資産が 20.8%となっています。

事業用資産とインフラ資産の比率が同水準に近いと、村が特定の産業に偏らずにバランスよく発展してきたものと想定されます。

■資産の構成割合と他団体比較（単位：千円）

※（一社）地方公会計研究センター調（平成 27 年度）全国 149 自治体の平均

項目(金額:千円)	神恵内村	人口 1万人未満	人口 1～3万人	人口 3～10万人	人口 10万人以上
有形固定資産	5,679,152	22,733,532	37,963,131	76,771,678	220,652,258
事業用資産	3,930,522	10,663,434	19,025,953	33,406,988	91,978,047
インフラ資産	1,691,338	11,899,828	18,682,687	42,745,104	126,553,328
物品	57,291	170,269	254,492	619,586	2,120,884
無形固定資産	5,208	54,298	60,147	94,819	215,100
投資その他の資産	1,979,463	2,343,735	3,971,780	8,706,305	14,463,662
流動資産	476,862	1,517,090	2,920,531	5,632,124	10,164,115
資産合計	8,140,684	26,648,655	44,915,588	91,204,925	245,495,135
項目(資産合計に 対する構成比)	神恵内村	人口 1万人未満	人口 1～3万人	人口 3～10万人	人口 10万人以上
有形固定資産	69.8%	85.3%	84.5%	84.2%	89.9%
事業用資産	48.3%	40.0%	42.4%	36.6%	37.5%
インフラ資産	20.8%	44.7%	41.6%	46.9%	51.6%
物品	0.7%	0.6%	0.6%	0.7%	0.9%
無形固定資産	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%
投資その他の資産	24.3%	8.8%	8.8%	9.5%	5.9%
流動資産	5.9%	5.7%	6.5%	6.2%	4.1%
資産合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

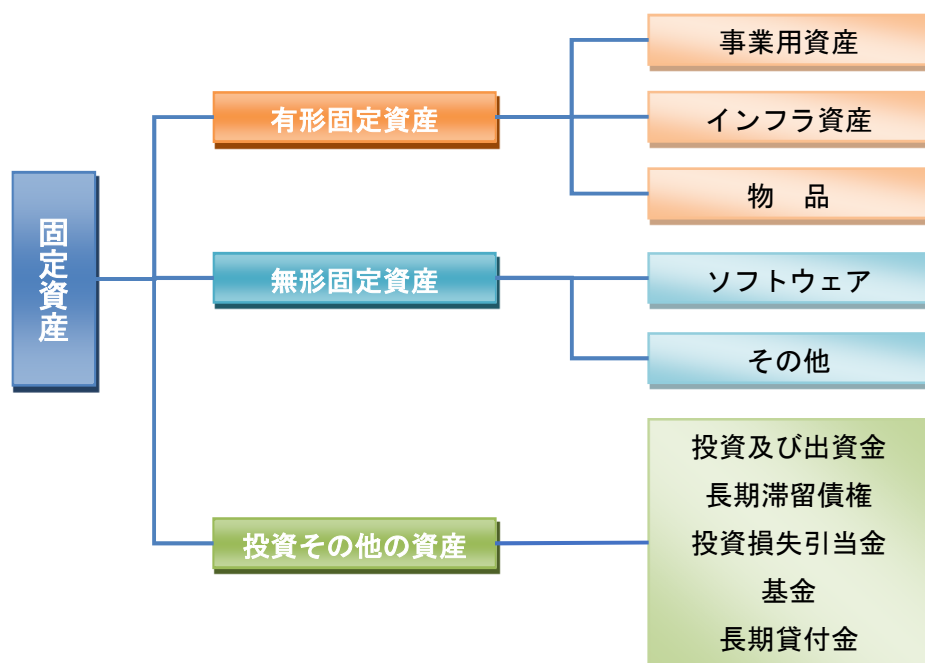
【参考：地方公会計における資産】

■資産の定義

地方公会計制度における資産とは、「過去の事象の結果として、特定の会計主体が支配するものであって、将来の経済的便益が当該会計主体に流入すると期待される資源、または当該会計主体の目的に直接もしくは間接的に資する潜在的なサービス提供能力を伴うものをいう。」としています。

■固定資産の体系

固定資産は有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産の3つに分類され、それぞれ固定資産台帳の整備が求められています。

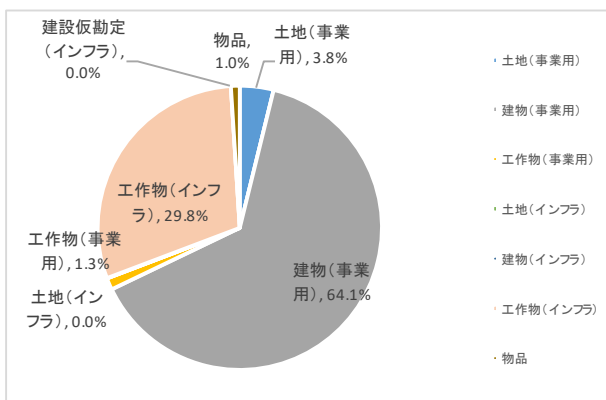


□) 有形固定資産の状況

これまでに神恵内村で形成した有形固定資産の割合をみると以下の通りになります。

■有形固定資産の形成割合 (単位:千円、%)

科目	金額	割合
土地(事業用)	217,112	3.8%
立木竹	0	0.0%
建物(事業用)	3,638,065	64.1%
工作物(事業用)	75,345	1.3%
建設仮勘定(事業用)	0	0.0%
土地(インフラ)	1,360	0.0%
建物(インフラ)	0	0.0%
工作物(インフラ)	1,689,978	29.8%
建設仮勘定(インフラ)	0	0.0%
物品	57,291	1.0%
合計	5,679,152	100.0%



最も多くの投資を行った資産は、建物の64.1%、次いで道路等の工作物(インフラ資産)の29.8%となります。

八) 資産老朽化比率

有形固定資産のうち、土地以外の償却資産(建物や工作物等)の取得価額に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、法定耐用年数に対して償却資産の取得からどの程度経過しているかを把握することができます。100%に近いほど耐用年数に近づき、古い施設が多いことを表す指標となります。

神恵内村においては、69.9%と他団体と比較すると、高い水準です。今後の資産更新等への備えや計画的な更新等が必要になります。

■資産老朽化比率

(単位:千円、%)

項目(金額:千円)	神恵内村	人口 1万人未満	人口 1~3万人	人口 3~10万人	人口 10万人以上
償却資産取得価額合計	18,172,426	43,790,811	64,428,393	118,805,234	331,391,957
減価償却累計額	12,706,538	25,282,970	37,040,180	65,678,074	190,039,868
有形固定資産償却率	69.9%	57.7%	57.5%	55.3%	57.3%

③平成 28 年度神恵内村における純資産の状況

純資産は前述した通り、形成した資産に対して、税収や補助金でどの程度賄われたのかを見るもので、純資産比率(資産合計に対する純資産合計の割合)で確認することができます。

神恵内村の純資産比率は 76.3%となっています。

■純資産比率の状況

(単位:千円、%)

項目(金額:千円)	神恵内村	人口 1万人未満	人口 1~3万人	人口 3~10万人	人口 10万人以上
資産合計	8,140,684	26,648,655	44,915,588	91,204,925	245,495,135
負債合計	1,929,600	6,162,884	12,618,718	24,600,043	64,661,921
純資産合計	6,211,084	20,485,771	32,296,870	66,604,883	180,833,214
純資産比率	76.3%	76.9%	71.9%	73.0%	73.7%
負債比率	23.7%	23.1%	28.1%	27.0%	26.3%

他団体と比較すると、平均的な推移となっています。今後全国的な指標も公表されるため、全国的な比較や道内、管内での比較を行います。

下記は、資産形成に対して地方債の残高がどの程度含まれているのかをみるものです。資産に対して、地方債残高の割合をみると、神恵内村は 20.1%と、他自体と比較すると地方債の割合は平均的な水準です。

■参考:資産合計対地方債割合

(単位:千円、%)

項目(金額:千円)	神恵内村	人口 1万人未満	人口 1~3万人	人口 3~10万人	人口 10万人以上
資産合計	8,140,684	26,648,655	44,915,588	91,204,925	245,495,135
地方債残高	1,639,334	5,055,731	10,062,662	20,162,159	55,163,354
資産合計対地方債割合	20.1%	19.0%	22.4%	22.1%	22.5%

(2) 行政コスト計算書

行政コスト計算書は、1年間の行政運営コストのうち、福祉サービスやごみの収集にかかる経費など、資産形成につながらない行政コストを業務費用として①人件費、②物件費等、③その他の業務費用、業務費用以外に移転費用に区分して表示したものです。

行政コスト計算書は、企業会計でいう損益計算書にあたるものです。ただし、公会計でいう行政コスト計算書は、損益をみることが目的ではなく、住民が受ける行政サービスのコスト（原価）計算に重点が置かれています。

例えば、官庁会計の歳入歳出決算書では、資産形成に関わる支出も単年度の行政サービスに関わる支出も、すべてその年度の歳入歳出を対象として収支を計算します。

一方で、地方公会計では、普通建設事業費や地方債償還費は資産の増加や減少であり、費用の発生ではないので、行政コスト計算書には計上されません。また、歳入歳出決算書では計上されない減価償却費や退職手当引当金繰入等は、地方公会計では、期間損益の観点から、費用の発生として行政コスト計算書に計上されます。

経常費用を経常収益から差引いた純経常行政コストは、行政サービス提供にかかったコストから利用者の負担を差引いた純粋なコストを示します。

◆費用：行政サービス提供のために費やしたもの

①人件費

職員給与や議員報酬、退職給付費用（当該年度に退職手当引当金として新たに繰り入れた額）など

②物件費等

備品や消耗品、施設等の維持補修にかかる経費や減価償却費（社会資本の経年劣化等に伴う減少額）など

③その他業務費用

支払利息、徴収不能引当金繰入額、市町村債償還の利子など

④移転費用

他会計への支出額、補助金等、社会保障給付、他団体への資産整備補助金など

◆収益：直接サービス提供により住民等がその対価として支払い、自治体が得られるもの

①平成 28 年度行政コスト計算書（一般会計等、全体会計）（単位：千円）

科目	一般会計等	全体会計
経常費用	1,901,104	2,000,995
業務費用	1,352,793	1,463,334
人件費	365,637	374,535
職員給与費	322,241	330,462
賞与等引当金繰入額	23,368	24,028
退職手当引当金繰入額	-5,256	-5,256
その他	25,283	25,302
物件費等	966,633	1,061,622
物件費	515,983	563,193
維持補修費	48,946	50,701
減価償却費	401,334	447,357
その他	370	370
その他の業務費用	20,523	27,177
支払利息	13,708	20,147
徴収不能引当金繰入額	465	453
その他	6,350	6,577
移転費用	548,311	537,661
補助金等	429,454	482,557
社会保障給付	53,174	53,174
他会計への繰出金	64,207	0
その他	1,476	1,931
経常収益	195,495	252,169
使用料及び手数料	62,556	83,131
その他	132,940	169,038
純経常行政コスト	1,705,609	1,748,826
臨時損失	43	43
災害復旧事業費	0	0
資産除売却損	0	0
臨時利益	37	37
資産売却益	37	37
純行政コスト	1,705,614	1,748,832

平成28年度の行政コスト総額は一般会計等で約19億円となっています。一方、行政サービス利用に対する対価として住民の皆さんが負担する使用料や手数料などの経常収益は一般会計等で約2億円となっています。行政コスト総額から経常収益を引いた純行政コストは一般会計等で約17億円となっています。

同様に全体会計では、経常収益を引いた純行政コストは全体会計でも約17億円となっています。

②経常費用の構成割合

最初に、経常費用の構成割合をみます。この割合を他団体との比較をすることによって、神恵内村がどのコストに重点的に充てられているのか、また、どのようなことに使われているのかがわかります。

神恵内村においては、業務費用が71.2%、移転費用が28.8%で構成されており、業務費用を細分化すると、人件費が19.2%、物件費等に50.8%、その他の業務費用が1.1%となっています。

■経常費用の構成割合

(単位:千円、%)

項目(金額:千円)	神恵内村		人口1万人未満		人口1~3万人		人口3~10万人		人口10万人以上	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
経常費用	1,901,104	100.0%	4,775,951	100.0%	9,146,695	100.0%	19,859,020	100.0%	49,495,164	100.0%
業務費用	1,352,793	71.2%	3,070,097	64.3%	5,032,521	55.0%	10,950,157	55.1%	28,072,033	56.7%
人件費	365,637	19.2%	881,782	18.5%	1,647,873	18.0%	3,500,343	17.6%	9,230,177	18.6%
物件費等	966,633	50.8%	2,114,222	44.3%	3,217,819	35.2%	7,062,154	35.6%	17,914,307	36.2%
その他の業務費用	20,523	1.1%	74,092	1.6%	166,829	1.8%	387,660	2.0%	927,549	1.9%
移転費用	548,311	28.8%	1,705,854	35.7%	4,114,174	45.0%	8,908,863	44.9%	21,423,131	43.3%

③減価償却費の状況

自治体は多くの資産を有していますので、コスト全体における減価償却の割合も高くなります。また、資産老朽化比率にも大きく起因するところであり、資産老朽化比率が低いと減価償却が行政コスト全体に占める割合も高くなります。神恵内村における減価償却費の構成割合は21.1%であり、人口1万人未満の自治体平均より高い水準です。

また、償却資産合計に対する減価償却費の割合をみると、7.3%となっています。これは単純に考えると、新たな資産を形成しない限り、今後資産老朽化比率が約7.3%増加することになります。したがって、資産の形成については計画的に行うことが重要になります。また、今後も神恵内村においては、現有資産の活用を基本とし、長寿命化や施設の改修を行い、住民サービスの提供を行います。

■減価償却費の状況

(単位:千円、%)

項目(金額:千円)	神恵内村	人口1万人未満	人口1~3万人	人口3~10万人	人口10万人以上
減価償却費	401,334	925,396	1,256,988	2,496,256	6,777,042
経常費用	1,901,104	4,775,951	9,146,695	19,859,020	49,495,164
対経常費用 減価償却費割合	21.1%	19.4%	13.7%	12.6%	13.7%
償却資産合計	5,465,888	18,507,840	27,388,213	53,127,160	141,352,088
対償却資産合計 減価償却費割合	7.3%	5.0%	4.6%	4.7%	4.8%
資産合計	8,140,684	26,648,655	44,915,588	91,204,925	245,495,135
対資産合計 減価償却費割合	4.9%	3.5%	2.8%	2.7%	2.8%

④移転費用の状況

自治体においては、行政サービス提供の全てを一般会計等だけで行っているわけではありません。行政サービスの一端を担う団体への補助金や住民の民生（扶助）や他事業（他会計）の負担も行う必要があり、このコストも大きなものになります。

神恵内村の経常費用全体の構成は、他団体の一部運営経費などの補助金等が22.6%、扶助費である社会保障給付が2.8%、他会計の負担分である繰出金が3.4%となっています。他団体と比較すると、補助金等の割合が高めの水準です。

■経常費用に対する移転費用の割合

（単位：千円）

項目（金額：千円）	神恵内村		人口1万人未満		人口1～3万人		人口3～10万人		人口10万人以上	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
経常費用	1,901,104	100.0%	4,775,951	100.0%	9,146,695	100.0%	19,859,020	100.0%	49,495,164	100.0%
移転費用	548,311	28.8%	1,705,854	35.7%	4,114,174	45.0%	8,908,863	44.9%	21,423,131	43.3%
補助金等	429,454	22.6%	940,128	19.7%	1,945,291	21.3%	3,329,416	16.8%	5,542,696	11.2%
社会保障給付	53,174	2.8%	324,071	6.8%	1,110,205	12.1%	3,265,661	16.4%	10,505,803	21.2%
他会計への繰出金	64,207	3.4%	434,214	9.1%	1,005,043	11.0%	2,141,326	10.8%	5,172,263	10.5%
その他	1,476	0.1%	7,441	0.2%	37,070	0.4%	172,460	0.9%	202,369	0.4%

(3) 純資産変動計算書

純資産変動計算書は、地方公会計制度では純資産の変動を示すものと定義しています。純資産の変動とは、政策形成上の意思決定またはその他の事象による純資産及びその内部構成の変動としています。

純資産の減少は、現役世代が将来世代にとっても利用可能であった資源を費消して便益を享受する一方で、将来世代にその分の負担が先送りされたことを意味します。逆に純資産の増加は、現役世代が自らの負担によって将来世代も利用可能な資源を蓄積したことを意味するので、その分、将来世代の負担は軽減されたこととなります。

このような観点から、純資産の増減が、企業会計における利益及び損失の増減を示すものとも言い換えることができます。

(1) 余剰分の計算

① 純行政コスト

行政コスト計算書の純行政コストと一致。

② 財源

財源をどのような収入(税収等、国庫補助金)で調達したかを表します。

(2) 固定資産形成分

財源を将来世代も利用可能な固定資産、貸付金や基金等にどの程度使ったかを表します。

① 固定資産等の変動

当該年度に学校、道路などの社会資本を取得した額と過去に取得した社会資本の経年劣化等に伴う減少額を表します。基金、貸付金、出資金など長期金融資産の当該年度における増加と減少を表します。

② 資産評価差額

有価証券等の評価差額を表します。

③ 無償所管換等

無償で譲渡または取得した固定資産の評価額等を表します。

①平成 28 年度純資産変動計算書（一般会計等、全体会計、簡易表示）

（単位：千円）

科目	一般会計等	全体会計
前年度末純資産残高	6,369,109	6,842,237
純行政コスト(△)	-1,705,614	-1,748,832
財源	1,545,969	1,558,239
税金等	1,197,936	1,208,214
国県等補助金	348,033	350,025
本年度差額	-159,645	-190,593
固定資産等の変動(内部変動)	0	0
本年度純資産変動額	-158,025	-188,972
本年度末純資産残高	6,211,084	6,653,266

平成28年度は、純資産が一般会計等において、約1.6億円の減少となっています。

また、全体会計では約1.9億円の減少となっています。

純資産変動計算書の本年度純資産変動額は、企業会計の利益剰余金の増減にあたるところでもあり、今後の推移をみる必要があります。

(4) 資金収支計算書

資金収支計算書は、地方公会計制度では、資金収支の状態をみるものと定義しています。資金収支の状態とは、自治体の内部者（首長、議会、補助機関等）の活動による資金の期中取引高を意味します。資金収支の状態は、地方公共団体の資金利用状況及び資金獲得能力を評価する上で有用な財務情報としています。

- ①業務活動収支：行政サービスを行なう中で、毎年度継続的に収入、支出されるもの
- ②投資活動収支：学校、公園、道路などの資産形成や投資、基金などの収入、支出など
- ③財務活動収支：公債、借入金などの収入、支出など

①平成 28 年度資金収支計算書（一般会計等、簡易表示）（単位：千円）

科目	一般会計等	全体会計
【業務活動収支】		
業務支出	1,503,830	1,557,647
業務費用支出	955,519	1,019,986
移転費用支出	548,311	537,661
業務収入	1,643,850	1,714,139
臨時支出	0	0
臨時収入	0	0
業務活動収支	140,020	156,492
【投資活動収支】		
投資活動支出	381,197	387,968
投資活動収入	272,619	272,619
投資活動収支	-108,578	-115,349
【財務活動収支】		
財務活動支出	134,353	153,237
財務活動収入	246,219	246,219
財務活動収支	111,866	92,982
本年度資金収支額	143,309	134,124
前年度末資金残高	6,551	18,010
本年度末資金残高	149,860	152,134

平成28年度の資金収支計算書を見ると、本年度資金収支額は一般会計等で約1.4億円の余剰となり、資金残高は約1.5億円に増加しました。全体会計では約1.3億円の余剰で、資金残高は約1.5億円に増加しました。

②資金収支計算書（全体表示）

（単位：千円）

科目	一般会計等	全体会計
【業務活動収支】		
業務支出	1,503,830	1,557,647
業務費用支出	955,519	1,019,986
人件費支出	370,162	378,999
物件費等支出	570,156	619,347
支払利息支出	13,708	20,147
その他の支出	1,493	1,493
移転費用支出	548,311	537,661
補助金等支出	429,454	482,557
社会保障給付支出	53,174	53,174
他会計への繰出支出	64,207	0
その他の支出	1,476	1,931
業務収入	1,643,850	1,714,139
税込等収入	1,199,460	1,210,921
国県等補助金収入	247,790	249,782
使用料及び手数料収入	64,935	85,672
その他の収入	131,665	167,763
臨時支出	0	0
災害復旧事業費支出	0	0
その他の支出	0	0
臨時収入	0	0
業務活動収支	140,020	156,492
【投資活動収支】		
投資活動支出	381,197	387,968
公共施設等整備費支出	167,365	174,137
基金積立金支出	212,831	212,831
投資及び出資金支出	1,000	1,000
貸付金支出	0	0
その他の支出	0	0
投資活動収入	272,619	272,619
国県等補助金収入	100,243	100,243
基金取崩収入	171,998	171,998
貸付金元金回収収入	341	341
資産売却収入	37	37
その他の収入	0	0
投資活動収支	-108,578	-115,349
【財務活動収支】		
財務活動支出	134,353	153,237
地方債等償還支出	134,353	153,237
その他の支出	0	0
財務活動収入	246,219	246,219
地方債等発行収入	246,219	246,219
その他の収入	0	0
財務活動収支	111,866	92,982
本年度資金収支額	143,309	134,124
前年度末資金残高	6,551	18,010
比例連結割合変更に伴う差額	0	0
本年度末資金残高	149,860	152,134

3. 平成 28 年度 神恵内村 財務分析（一般会計等）

これまででは、神恵内村の財務書類を実数で見てきましたが、これだけでは神恵内村における健全性や効率性を推し量ることができません。

そこで、財務書類や各種資料からの数値を指標に置き換えて分析いたします。これにより、神恵内村と他自治体と比較し、勝っている項目や改善が必要な項目を把握することができます。ここでは一般会計に焦点を当て、主要な指標分析をしていきます。

経営指標
(1) 純資産比率
(2) 住民一人当たりの資産額
(3) 住民一人当たり負債額
(4) 資産老朽化比率
(5) 債務償還可能年数
(6) 住民一人当たり行政コスト

- 純資産比率は76.3%で平均値の68.7%の1.11倍
- 住民一人当たりの資産額は906万円で平均値の226万円の4.01倍
- 住民一人当たりの負債額は215万円で平均値の61万円の3.52倍
- 資産老朽化率は69.9%で平均値の57.1%の1.22倍
- 地方債は業務収支で、11.71年程度で完済可能（平均値12.43年）
- 住民一人当たりの行政コストは190万円で平均値44万円の4.32倍

(1) 純資産比率

指標名	計算式	神恵内村	1～3万人平均値
純資産比率	純資産合計額÷資産合計額×100	76.3%	68.7%

神恵内村の純資産比率は、76.3%となっています。

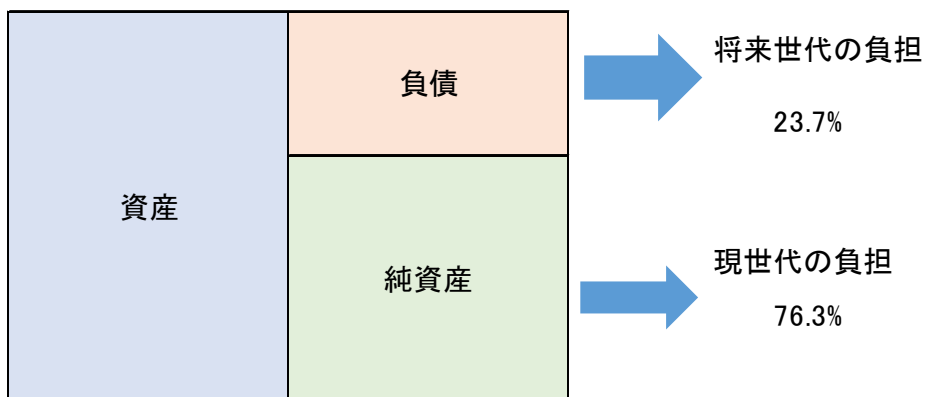
例えば、資産である車を100万円で購入した際の自己資金と借金（ローン）の割合を事例にして説明します。この場合、自己資金が30万円で借金が70万円だとすると、この70万円は将来の自分が払っていくことになります。

ここでいう自己資金は貸借対照表の純資産であり、借金は負債ということになります。

神恵内村の場合だと、自己資金が76万円、借金が24万円ということになります。平均値と比較すると高い傾向ですが、資産の老朽化が進めば比率は低下していくことになります。

その意味でも、今後、世代間のバランスを見ながら資産の更新や形成をしていく必要があります。

【純資産比率のイメージ図】



(2) 住民一人当たりの資産額

指標名	計算式	神恵内村	1～3万人平均値
住民一人当たりの資産額	資産合計額÷人口	906万円	226万円

自治体の資産総額は人口規模によって異なるので、住民一人当たりの数値に置き換えて分析をする必要があります。人口は平成 29 年 3 月 31 日の住民基本台帳の 899 人で算出しています。

神恵内村の「住民一人当たりの資産額」は 906 万円で、平均値の 226 万円よりも高い傾向です。

資産が多いということは、それだけ住民の福祉の増進や村民サービスに寄与することになります。しかし、その一方で資産の大きさに応じて維持補修費などのコストが発生します。

(3) 住民一人当たり負債額

指標名	計算式	神恵内村	1～3万人平均値
住民一人当たり負債額	負債合計額÷人口	215万円	61万円

住民一人当たりの負債額が適正かどうかを見るには、同じ規模の自治体と比較する必要があります。この数字が低ければ借金が少なく、財政運営が健全であるといえます。

神恵内村は平均値と比較しても負債額は低い傾向ですが、他自治体の指標が出そろった段階で改めて比較する必要があります。

(4) 資産老朽化比率

指標名	計算式	神恵内村	1～3万人平均値
有形固定資産減価償却率(資産老朽化率)	減価償却累計額÷取得価額等×100	69.9%	57.1%
事業用資産	減価償却累計額÷取得価額等×100	73.9%	60.3%
インフラ資産	減価償却累計額÷取得価額等×100	46.9%	55.0%

有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することで、耐用年数に対して、資産の取得からどの程度経過しているのかを把握することができ、各種指標の中でも最も有用であるとされています。

具体的な有用性としては以下の2点が挙げられます。

- 既存の財政指標では把握できなかった自治体の資産の現状に関する情報を他の自治体と横比較できる形で「見える化」することができる。
- 指標を他の団体と比較することによって、公共施設の現状を把握し、今後どのように公共施設全体をマネジメントしていくかについて、政策を検討するきっかけを得ることができる。

この指標が50%になると、現在保有している建物や施設の半分が、すでに帳簿上の価値を失っているということになります。今後の施設等の更新時期や更新費用について留意する必要があることを警告するものです。

神恵内村の指標は、69.9%であり、かなり老朽化が進んでいます。資産の内訳をみると、事業用資産が73.9%、インフラ資産が46.9%であり、資産更新についての検討は、待ったなしの状況であると言えます。公共施設等総合管理計画に基づいた個別施設計画を策定し、確実に計画を推進していくことが必要となります。

(5) 債務償還可能年数

指標名	計算式	神恵内村	1～3万人平均値
債務償還可能年数	地方債合計÷業務収支	11.71年	12.43年

「地方債の償還年数」とは、地方債を経常的に確保できる資金である業務活動収支の黒字額で返済した場合に、何年で返済できるかを表す指標です。「借金である地方債が多いのか、少ないのか」「返済能力があるのか」を見ることができます。

地方債残高が増加すると、地方債の償還可能年数が長くなります。

神恵内村の場合は約12年であり、平均値と同期間で返済できる計算となっています。

(6) 住民一人当たり行政コスト

指標名	計算式	神恵内村	1～3万人平均値
住民一人当たり行政コスト	純経常行政コスト÷人口	190万円	44万円

行政コスト計算書で算出される経常的なコストである純行政コストを、住民基本台帳で除して住民一人当たり純行政コストとすることにより、自治体の行政活動の効率性を測定することができます。

神恵内村は190万円と、住民一人当たりのコストは平均値と比較すると高コストになっています。

この指標は、人口規模によって適正值が異なりますので、この指標を使って分析する際には、同規模の人口を有する自治体と比較する必要があります。